

わんぱく天国（プレーパーク）事業運営等業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

わんぱく天国は、昭和62年4月の開園以来、区直営で運営してきたが、施設の老朽化、運営スタッフの担い手不足、地域コミュニティとの関係の希薄化等が課題となっていることから、施設面・運営面のリニューアルに向けて取り組んでいるところである。

本業務は、わんぱく天国の運営に当たり、子どもの主体的で創造的な遊びを尊重しつつ安全を確保する運営手法、プレーリーダーの発掘・育成、地域や多様な世代と継続的に関わるための取組、さらにはリニューアルを見据えた試行的な取組など、事業者の専門性や創意工夫が発揮された独創的かつ実現性の高い提案を求めるものである。

このため、本業務の受託者をプロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項をここに定める。

2 業務概要

(1) 件名

わんぱく天国（プレーパーク）事業運営等業務委託

(2) 概要

別紙「仕様書」のとおり

3 提案限度価格

23,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 応募資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象業務における区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年9月20日18墨総契第387号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年5月16日23墨総契第135号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴

力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(9) 当該業務を円滑に遂行できる人的能力及び財務能力を有していること。

(10) 国又は地方公共団体において、過去5年間に同種(類似)の業務を行った実績を有すること。

5 スケジュール(予定)

	項目	日程
1	公募開始・実施要領等配布	令和8年2月2日(月)～令和8年2月20日(金) 令和8年2月2日(月)～令和8年3月5日(木)
2	質問票の提出期限	令和8年2月9日(月)午後5時まで
3	質問に対する回答	令和8年2月16日(月)
4	応募書類の提出期限	令和8年2月20日(金)午後5時まで 令和8年3月5日(木)正午まで
5	審査(プレゼンテーション)実施	令和8年2月26日(木)※ 令和8年3月10日(火)
6	審査結果の通知	令和8年3月3日(火)以降 令和8年3月12日(木)以降
7	契約締結	令和8年4月1日(水)

※ 審査(プレゼンテーション)の開始時間は別途通知する。

6 実施要領及び必要書類の掲載

(1) 配布日

令和8年2月2日(月)から令和8年2月20日(金)まで

令和8年2月2日(月)から令和8年3月5日(木)まで

(2) 配布方法

墨田区ホームページからのダウンロードによる。

URL:

https://www.city.sumida.lg.jp/sangyo_jigyosya/keiyaku_nyuusatu/proposal/proposal_bosyuu/wantenpuropo.html

7 質問受付及び回答

本要領等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和8年2月9日(月)午後5時【必着】

※ 受付期限を過ぎた質問並びに電話、FAX及び訪問による質問は受け付けない。

(2) 受付方法

別紙「質問票（様式5）」により電子メールで提出すること。

メールアドレス： CHIIKIKYOUIKU@city.sumida.lg.jp

電子メールの件名を「プロポーザル質問票 貴社名」とすること。

(3) 回答方法

質問及び回答を、質問者名を伏せた上で、令和8年2月16日（月）（予定）に区ホームページにて公開する。

なお、質問内容が意見の表明と解されるもの、法人名及び連絡先が未記入のもの、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものに対しては回答しない。

8 応募方法等

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式1）

イ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式2）

ウ 法人概要及び業務実績（様式3）

4（10）に関する実績は、詳細のわかる資料等を添付すること。

エ 法人役員名簿（様式4）

オ 定款の写し

カ 任意による参考資料（会社案内・パンフレット等）

キ 過去3年間の財務諸表の写し

ク 見積書（内訳等記載のこと。）

ケ 企画提案書

原則、A4版とし、表紙を除き15ページ以内とすること。

(2) 提出部数等

7部（正本1部、副本6部）

※副本は、会社名及び会社を特定する事項を全てマスキング処理すること

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。

持参の場合は平日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

なお、郵送に関する事故については、区は一切責任を負わないものとする。

(4) 提出先

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区教育委員会事務局地域教育支援課（墨田区役所11階）

電話：03-5608-6503

(5) 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時【必着】

令和8年3月5日（木）正午【必着】

9 企画提案書の記載項目

企画提案書は、専門知識を有しない者であっても容易に理解できるよう、図表や具体例を用いるなど工夫して作成すること。また、「11 審査項目及び審査基準」を踏まえ、次の事項について記載すること。

ア 業務の基本的な考え方及び実施方針

わんぱく天国（プレーパーク）の理念やリニューアル方針に対する理解を踏まえ、本事業をどのような考え方で運営するのか、基本方針を明確に記載すること。

イ 運営体制及び人材配置

運営体制、役割分担、指揮命令系統、安全管理体制について具体的に記載すること。また、緊急時等の対応体制についても記載すること。

ウ 業務スケジュール

年間を通じた管理運営、遊び・体験活動、イベント等の実施計画案を示し、実現性の高いスケジュールを記載すること。

エ 子どもの遊び・体験活動及びイベントに関する提案

子どもの自由な発想や挑戦を引き出す遊び・体験活動、季節行事やイベント等について、内容、実施方法、期待される効果を具体的に記載すること。

オ 管理運営及び安全確保に関する提案

日常の管理運営方法、事故防止に向けた考え方、リスクマネジメント、苦情対応や近隣住民への配慮について、具体的な対応方針を記載すること。

カ プレーリーダーの発掘・育成及び定着に向けた取組

地域住民や若者等の参画促進、プレーリーダーの育成・スキル向上、継続的な関与を促す取組について記載すること。

キ 今後のリニューアルを見据えた取組・協力体制

運営を通じて得られる知見や課題を整理し、施設改修や運営改善に活かすための試行的取組、検証方法、区との協働姿勢について記載すること。

ク 見積書

本業務に係る見積金額及び内訳を記載すること。

ケ その他、独自の提案（任意）

上記項目に限らず、本事業の価値向上に資する独自の提案があれば記載すること。

10 選定方法

本区職員で構成する選定委員会を設け、提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、最も評価の高い提案者を受託候補者として選定する。

企画提案内容に関するプレゼンテーションは15分以内とし、その後選定委員によるヒアリ

ング（10分程度）を行う。

なお、実施時間、場所、必要な持ち物等の詳細は、別途連絡する。

1.1 審査項目及び審査基準

	審査項目	審査基準
1	わんぱく天国事業への理解	・わんぱく天国の目的や方針、課題を的確に理解し、その意義を踏まえた提案となっているか。
2	提案内容	<u>ア 実施方針、取組方法の妥当性</u> ・業務全体の実施方針が明確かつ妥当であるか。 ・取組方法が有効的かつ合理的であるか。 <u>イ 提案内容と企画力</u> ・提案された内容が、有効的かつ合理的であるか。 ・企画提案書の内容に創意工夫が感じられるか。 ・体験活動、イベント等の実施時期、内容、規模、実現可能性等は妥当であるか。 ・地域人材の活用や持続可能な仕組み作りに向けた工夫があるか。 ・企画提案の説明や質疑応答が適切かつ的確でわかりやすいか。
3	経費計画及び費用対効果	・経費内訳が明確であり、積算根拠が合理的かつ妥当であるか。 ・業務内容に対して適正なコストであり、費用対効果が高いか。
4	業務遂行力	・現場責任者の配置や人員計画を含む運営体制が、業務の安定的かつ継続的な実施に適しているか。 ・情報管理、安全管理、緊急時対応などリスク対応の体制が構築されているか。
5	業務実績	・本事業を効果的に遂行し得る業務実績を有しているか。

1.2 選定結果

参加事業者に関別々に通知する。また、契約締結後、次に掲げる事項を区ホームページに掲載し公表する。

- (1) 契約件名
- (2) 業務内容及び履行期間
- (3) 契約金額
- (4) 選定経過の概要及び選定結果

1.3 契約手続

- (1) 契約の締結

選定された事業者は、本業務の受注候補者として、企画提案書に基づき、本区と詳細な内容について協議を行った上で、墨田区契約事務規則（昭和39年墨田区規則第11号）の規定に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。

(2) 次順位者の繰上げ

受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

14 その他留意事項

- (1) 提出書類等の作成及びプロポーザルの参加に関する費用の全ては、提案者の負担とする。
- (2) 期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (3) 提出期限を過ぎてからの申込み、書類の差替え及び修正は認めない。
- (4) 本区が必要と認めたときには、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があったときは、墨田区情報公開条例（平成13年3月29日条例第3号）に基づき、非公開情報を除き提出書類を開示する。
- (7) 提案者が次の事項に該当したときは、失格とする。
 - ア 実施要領に定める手続を遵守しないとき
 - イ 応募書類に虚偽の記載をしたとき
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為をしたとき
- (8) 審査結果に係る異議申し立ては、一切受け付けない。
- (9) 本プロポーザルは、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までに成立した場合において、令和8年4月1日に契約を締結することを前提にした準備行為である。令和8年度歳入歳出予算が成立しなかった場合は、契約を締結しない。
- (10) 本プロポーザルに基づき締結した契約は、履行状況に応じて5年間を上限として更新することができる。

15 問合せ・提出先

墨田区教育委員会事務局地域教育支援課

担当 田中・三原

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号（墨田区役所11階）

電話：03-5608-6503 FAX：03-5608-6411

メールアドレス：CHIIKIKYOUIKU@city.sumida.lg.jp